

No. 006

一般社団法人 和歌山県LPガス協会

平成28年1月春号



協会だより

〒640-8341 和歌山市黒田102番地の1
TEL (073) 475-4740 FAX (073) 475-4741
Eメールアドレス wakayamalpg@shore.ocn.ne.jp
協会ホームページ <http://www.wakayamalpg.or.jp/>



新春のご挨拶

新年あけましておめでとう
ございます。

会員の皆様にはよき新年
を迎えられましたこととお
慶び申し上げます。

また、平素は当協会の運
営につきまして、ご支援・
ご協力を賜わり厚くお申

申し上げます。

さて、昨年一年を振り返りますと、販売事業者
にとり経営に大きな影響を与える、CP価格・原
油価格・為替相場は、CP・原油価格共全体的に下
げ基調に推移したことや、為替相場が115円/ド
ル～125円/ドルの狭い値幅で大きな変動もなく
推移したことにより、経営面では一息ついた一年
ではなかったかと思えます。

一方グローバル化が進む中、国内外を問わず政
治・経済をはじめ、産業界においては一つの転換
期を迎えた一年でもありました。

国内においては、安全保障関連法案の成立、TPP
交渉での合意、マイナンバー制度の本格的始
動等、国外においては、ウクライナやシリア内戦
での米国とロシアの対立、東シナ海や南シナ海・
尖閣諸島での日本・米国を含む関連諸国と中国の
対立、イスラム国による頻発するテロ行為、民族・
宗教上の対立による紛争等まさに激動する一年で
もありました。

その中で我々販売事業者が関係する石油業界で

は、出光興産と昭和シェル石油との経営統合、J
Xホールディングスと東燃ゼネラル石油との経営
統合。

LPガス業界では、コスモ石油・東燃ゼネラル
石油・昭和シェル石油・住友商事4社による統合
元売会社 "ジクシス" の設立、ENEOSグロー
ブとアストモスエネルギーのLPガス事業での業
務提携等、全体として3つのグループに集約され
る形になってきています。

また、電力業界においても東京電力と中部電力
の燃料共同調達会社 "ジェラ" の設立等、現在4
月1日から始まる電力小売り全面自由化やその後
の都市ガス小売り自由化、さらには少子高齢化時
代に向け、同業種間や異業種間との提携や連携に
よる垣根を越えたエネルギー競争が本格的に始ま
ろうとしているところです。

今後、各社各様の料金メニューやサービスメ
ニューが発表されるものと思えます。

電力・都市ガス事業者をはじめ、通信・コンビ
ニ等異業種参加のエネルギー競争が激しさを増し
てくるにつれ、お客様のエネルギー料金に対する
見方が厳しくなっただけでありません。

実質賃金がなかなか増えない中、一般家庭では
水道光熱費や通信費に対する節約傾向が強まって
きています。

石油ガス消費者実態調査の中で、LPガス販売
店に期待している事、エネルギーを選択する際に
重視する点についてのアンケートでは、価格面
についての関心が非常に高い結果が出ています。

このことを踏まえ、我々販売事業者としては、

まず " 料金の透明化 " " 低廉化 " " わかりやすさ " への対応が求められているところです。

また、お客様の生活様式が " HEMS " " スマートハウス " " ゼロエネルギー住宅 " 等多様化してまいりましたが、このような状況の中、販売事業者としてお客様との間で、長年培われてきた信用を大切に、保安業務を通して " 安心・安全 " をお届けすることはもちろんですが、 " お客様から選ばれ信頼される店 " として認めて頂ける店づくりに励むことが、これからの厳しい競争時代を生き残るための最も大切なことではないかと考えているところです。

これから商売を続けていく上でのキーワードは " お客様との信頼 " ではないかと思えます。

これから1～2年はLPガス業界・LPガス事業者として今まで経験したことのない状況が続くことが想定されます。

同時に協会としての存在価値が問われるところでもあります。

今後、会員皆様方のご意見・ご協力を頂き協会活動を前進させ、厳しい局面を会員一同結束して乗り越えてまいりますので、さらなるご支援よろしくお願い申し上げます。

最後になりましたが、会員皆様のご健勝とお店のご繁栄を祈念しまして新年の挨拶といたします。

中核充てん所防災訓練



9月17日(木)、田辺市の伊藤忠エネクスホームライフ関西(株)田辺支店で平成27年度中核充てん所実働訓練を実施しました。県内の中核充てん所及び近隣充てん所、田辺支部会員販売店、田辺

市消防本部、和歌山県危機管理・消防課など61人が参加、あいにくの雨の中、熱心に訓練を行いました。

訓練は、9月16日(水)午前9時、和歌山県内で震度5強～7の強い揺れを観測。この地震により、和歌山県の串本町を中心とする紀南地方で、震度7の非常に強い揺れが観測され、太平洋沿岸の広い地域に津波警報が発令された。

地震から1日経過した和歌山県では、沿岸部は強い地震の揺れや津波により家屋の倒壊・流出が数万戸発生。LPガス充てん所にも被害が及んでおり、稼働不能な充てん所もある。また、近畿地方の南部を中心に大規模な停電が発生しており、被災していない充てん所においても緊急に必要なLPガス容器への充てんができない状態となっている。との想定で実施されました。

地震発生日の16日には、中核充てん所から衛星携帯電話での通報訓練を実施しました。

17日には、国家備蓄LPガスが中核充てん所に放出されたものを受け入れるLPガス受入訓練、停電で充てん不能の近隣充てん所から持ち込まれた容器へLPガスを充てんする緊急充てん訓練、延焼防止のためのタンク散水と田辺消防署による放水訓練が実施されました。

最後に田辺市消防本部原予防課長の訓練講評と、伊藤忠エネクスホームライフ関西(株)寺井社長の閉会挨拶があり、無事終了しました。

各地で展示会・フェア



今年も支部主催のガス展示会・ふれあいフェアが開催され、大勢の参加者で賑わいました。

地域保安指導事業 今年も5会場で実施

南紀支部では「秋の大感謝祭」と銘打って、10月17日（土）に串本町立体育館で、11月7日（土）には新宮市福祉センターで、11月21日（土）には那智勝浦町立体育文化会館の3会場で開催され、延べ1,200組余の消費者の方々が来場され、大賑わいでした。

また、11月14日（土）に和歌山市支部の販売店28社が中心となり「第5回ふれあいLPガスフェア」が和歌山ビッグ愛展示場で開催されました。

午後から雨が降った影響で、昨年より若干少なく、360組890人の来場者があり、盛況でした。

本年は防災コーナーとして、非常持出袋に入れる品物等を展示したほか、和歌山市消防局の地震体験車による地震体験も実施しました。



親子クッキング体験

屋外ではフランクフルトとフライドポテトを振る舞い、親子クッキング体験として、COOKINGOOを使い、食パンに顔や絵を描きました。また、グリルでさくさくラスクを作りました。

今回も青年委員会を中心に「火育」として、午前と午後の2回、親子による「火起こし体験」を行いました。



マジックショー



経済産業省の委託事業として「地域保安指導事業」が本年度も開催されました。

本年度は、「CO中毒事故防止」と「LPガス災害対策」の2項目について講義を行いました。

「CO中毒事故防止」では、昨今の住宅事情で密閉度が高く、年中エアコンを使用するため、窓を開放する機会が少ないため、燃焼器の不完全燃焼によるCO中毒事故が多発していることを説明しました。

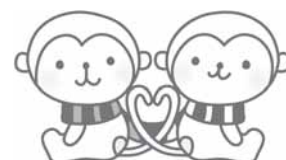
特に業務用厨房施設等でのCO中毒事故は後を絶たず、B級事故（死者1名以上又は重傷者2名以上又は負傷者6名以上の事故）のほとんどを占め、毎年国から注意喚起文書が出されていることを説明しました。

「LPガス災害対策」では、平成23年に発生した東日本大震災を踏まえたLPガスのあり方について講習を実施しました。

併せて、「ガス放出防止型高圧ホース」の導入の必要性と早期の取替をお願いしました。

本年も、新コスモス電機㈱の協力で、ガス検知器の無料点検を実施して頂きました。

講習会場ごとの受講者は次のとおりです。平成28年度も実施する予定ですので、1事業所1名以上の参加をお願いします。





新コスモス電機(株)による検知器点検

日	会場名	受講者数
10月19日(月)	田辺市：紀南文化会館	72人
10月20日(火)	那智勝浦町体育文化会館	71人
10月27日(火)	粉河ふるさとセンター	60人
10月18日(水)	有田市文化福祉センター	58人
11月9日(月)	和歌山市：プラザホープ	106人

需要開発推進運動 セミナー開催

全国LPガス協会では、「進化するLPガス」、「究極ライフラインLPガス」、「人を育むLPガス」の「三本の矢」をテーマに需要開発推進運動を展開しています。

最終年度となる本年度は、高効率機器の販売、避難拠点などへの機器導入促進、火育・食育活動を通じた需要拡大へと更なる展開が必要になります。

そこで、平成27年度需要開発推進運動セミナーを11月12日(木)、田辺市の紀南文化会館で開催しました。

忙しい時期にもかかわらず会員事業所から35名の参加をいただきありがとうございました。

テーマとしては、全国LPガス協会事業推進部事業企画担当部長米田氏から「エネファーム研修」、(株)桂精機製作所大阪支店菊池氏から「災害バルク研修」、T&Dリース(株)大阪支店小野氏から「LPガス機器リース制度について」、ガス警報器工業会参与増田氏から「ガス警報器 設置・交換(リメイク(再構築))運動について」の講演がありました。

当初、平成25年度から3カ年の予定でスター

トした「需要開発推進運動」は、今年度で終了するのではなく、継続していくことになるようです。

LPガスはご家庭の台所に入って、お客様とフェイス・トゥ・フェイスがとれる強みがあります。ガス機器の買い替えはもちろん、ベーシックな目標として燃焼需要の掘り起こし、お湯回りの需要開発に取り組んでいくことです。LPガス販売事業者が主役となる家庭の総合エネルギー企業として、お客様ニーズに応えることは十分可能だと思います。

さらには、LPガス自動車の普及についてもLPガス業界が牽引して、1台でも多く普及させていきたいと思います。

お知らせ

住宅塗装工事等における 一酸化炭素中毒事故防止

ご承知のとおり、ガス機器の給気・排気部を塞いだまま機器を使用した場合、機器の着火・爆発や異常燃焼による機器の破損のほか、酸素不足による酸欠や不完全燃焼によるCO中毒事故の発生のおそれがあり、消費者が死に至る事例が発生しています。

事故報告によれば、住宅塗装工事において、ガス機器の給排気部の閉塞による、不完全燃焼(CO中毒)や異常燃焼(機器破損)などのガス事故が、平成21年から平成26年までの6年間で計121件(うち中毒3件、酸欠1件)発生しています。

最近では、平成24年で11件、平成25年では27件、平成26年では36件、平成27年は9月末までで12件の事故が発生しています。

以上のことを踏まえ、経済産業省では塗装工事業者宛に注意喚起を行うよう、国土交通省に対し協力依頼を行っております。

会員の皆様も一般消費者に対して建物外壁の塗装工事等が行われている最中又は工事終了直後においては、給排気設備が塞がれていないことを確認した後にガス機器を使用するよう周知してください。

建設工事等における ガス管損傷事故防止

ガス事業者以外の者が行う建設工事等に伴い、毎年ガス管を損傷するなどの事故が発生しており、平成22年から平成25年の5年間で444件、負傷者数が46名に上っています。こうしたガス事業者以外の者によるガス事故が毎年1割以上の割合で発生し、平成27年は11月末時点で、既に98件発生しております。

最近の事故事例では、平成27年5月に、水道工事業者が水道管入替工事に伴う床壊し作業を行っていた際、コンクリートに埋設されているガス管を電動工具で損傷し、洩れたガスに引火し火災が発生、作業員2名が負傷する事故や、平成27年11月に、住宅新築工事現場で、バルク貯槽からの供給管を下水道工事業者が破損し、ガスを止めようとして掘削穴に入った作業員が低酸素症のため死亡する事故が発生しました。

こうした建設工事等におけるガス管損傷事故は、ガス事業者以外の者による建設工事等において生じる場合が少なくなく、その原因としては、①施工者がガス管の存在を知らずに工事に着手してしまった。②目的の配管と誤ってガス管を切断してしまった。③ガス漏えいの処置を自ら行おうとし、誤って着火させてしまった。④ガス臭に気づいたがそのまま作業を続け、その後漏えいガスに着火してしまった。また、⑤ガス事業者へ事前照会を行っていたものの、確認した内容を現場作業員に伝えていなかったなど、事故の内容から判断し、明らかに施工者による確認ミス、作業ミス等が原因となり発生しているものが多数あります。

つきましては、このような建設工事等におけるガス管損傷事故の再発防止の観点から、建設工事等に係る事業者等に対し、以下の要請を行って頂きますようお願いいたします。

- 工事前には、ガス事業者に、ガス管の有無。その配置及び使用状況について照会するとともに、必要に応じ、工事の際にガス事業者に立会

を求めること。

- ガス事業者に照会して得られた情報は、現場の作業員全員に周知して適切な作業が行われるようにすること。
- ガス管が埋設されている付近は、火気や電動工具の使用を避け、特に慎重に手掘り等で作業すること。
- 敷地内に引き込まれる埋設ガス管は、歩道部や車道部よりも浅い場所にあることも多いため特に注意すること。
- 工事の際、ガス管及びガス管かどうか判断できない埋設管を見つけた時は、ガス事業者に連絡すること。
- ガス臭いと感じた時は、火気や電動工具の使用を中止し、すぐにガス事業者の連絡すること。

また、LPガス販売事業者におかれては、以下のことに留意してください。

- ① 建設工事等事業者に対し、工事を施工する前には必ずガス管等について販売事業者等に照会・確認するとともに、ガス管を見つけた場合は、必ず販売事業者等に連絡すること等について、周知すること。
- ② 必要に応じて建設工事等の際に立ち会うこと。
- ③ LPガスの供給管・配管の工事を行う際は、外注先の特定液化石油ガス設備工事に係る届出、液化石油ガス設備士資格の有無及び再講習の受講状況を確認する等適切に監督すること。

探しています！

パロマ半密閉式湯沸器（LPガス用）の回収については、平成18年度よりお客様の安全を迅速に確保するため、LPガス業界一丸となって対象機器の早急な発見に努めてきたところです。

しかしながら、未だに回収対象機器が発見されており、昨年10月には、使用中のものが発見されました。

お客様の安全を第一に様々な保安対策を実施し

ているLPガス業界として、このような回収対象機器において、万が一でも事故があってはいけないことを重く受け止める必要があります。

つきましては、様々な機会を捉まえ対象機器の発見にご尽力願います。

発見された経緯

当該機器は、元店舗に設置されていたが、平成18年当時は閉栓状態であったため、LPガス販売事業者はリストアップしていなかった。

その店舗を9月にリフォームした際、当該機器が回収対象機器と気づかず、当該LPガス販売事業者が開栓し、使用できるようにしてしまい、その後のお客様からの連絡により発見されたもの。

特定個人情報の漏えい事案等が発生した場合の報告

平成28年1月のマイナンバー制度の開始に当たり、特定個人情報保護委員会は、「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（事業者編）」、及び「事業者における特定個人情報の漏えい事案等が発生した場合の対応について」（平成27年特定個人情報保護委員会告示第2号。以下「委員会告示」という。）を公表しています。

委員会告示においては、事業者は、特定個人情報の漏えい等が発生した場合の対応のひとつとして、主務大臣の個人情報保護ガイドライン等の規定に従って報告に努めることとされています。

なお、事業者が漏えいした場合の報告先については、下記のとおりとなっています。

記

- ① 5,000人分を超える個人情報をデータベース化して取り扱っている事業者が特定情報を漏えいした場合

「個人情報の保護に関する法律についての経済産業分野を対象とするガイドライン」に従い

所管の行政機関へ報告するよう努めること。

- ② 上記以外の事業者が特定情報を漏えいした場合直接個人情報保護委員会へ報告するよう努めること。

- ③ 特定個人情報の安全の確保に係る重大な事態の報告の場合

全ての事業者において、「特定個人情報の漏えいその他の個人情報の安全の確保に係る重大な事態の報告に関する規則」第2条に規定する重大事態等については、個人情報保護委員会に直接報告する。

また、この場合においては、併せて所管の行政機関へ報告する。



アンケート（お願い）

次回の「協会だより」は夏号（平成28年7月発行）を発刊の予定です。

また、前回に引き続き皆様からのお便りをお待ちしています。

☆LPガスだからおいしい！私のおすすめのお店 又はお料理！

☆やっぱり「LPガスでよかった」と思ったこと。

☆この人こそ「ミスターLPガス、ミス（ミセス）LPガス」と思う人。自薦、他薦は問いません。

☆（じつは私・・・です。）私の自慢、得意技等々

上記テーマでなくても何でも結構です。

FAX、メール、郵送、お電話等（一社）和歌山県LPガス協会 事務局までペンネーム、本名、販売店名をご記入の上お送りください。皆様からのお便りお待ちしております。

採用された方には、薄謝を差し上げます。もしかしたら取材が入るかも？しれません。

